

令和７年度高齢ドライバー交通事故防止テレビＣＭ 作成及び放映業務委託仕様書

１ 事業の趣旨

免許保有者の高齢化が進行している秋田県において、近年では、全死亡事故のうち、高齢ドライバーが起こした死亡事故の割合が増加傾向にある。

本事業では、高齢ドライバーを中心に広く注意喚起するため、死亡事故多発時にテレビＣＭを放映し、死亡事故の抑止を図る。

２ 委託業務の内容

（１）テレビＣＭ作成

ア テレビＣＭの内容

次の表を参考に、高齢ドライバーの安全運転を促す内容とすること。

※ＥＣＭを可とする。

運転行動の 三要素	機能	加齢による機能低下が運転へ及ぼす例
認知	○夜間視力 ○明順応・暗順応 ○視野 ○聴覚機能 ○注意機能	<u>発見の遅れや注意能力の低下</u> ○標識を見落とす。 ○信号に気づかない。 ○適切な車間距離を維持できない。 ○緊急車両の接近に気づかない。 ○逆走をしてしまう。
判断	○単純反応時間 ○選択反応時間 ○抑制機能	<u>複数の情報を同時に処理する能力の低下</u> ○交差点など情報量が多い場所での状況判断ができなくなる。 ○「相手が止まってくれるだろう」という判断をしてしまう。 ○黄色信号で停車しない。
操作	○瞬発力 ○敏捷性 ○柔軟性 ○巧緻性	<u>運転時における操作能力</u> ○とっさの時に、アクセルから足を離す・ブレーキを踏むのが遅れる。 ○アクセルとブレーキを踏み間違ふ・踏み間違えていることに気づかない。

イ 注意事項

- 本事業で作成するCMは、死亡事故多発時のほか、平時においても活用可能な内容とすること。
- 高齢者へ効果的に訴求するCM構成とすること。
- 本事業で作成するCMの動画時間は15秒とする。
- 作成したCMは、県民生活課 YouTube チャンネルでの配信等の二次利用も見込まれることから、二次利用に際して特段の手続きのないものとする。

(2) テレビCM放映

ア 放送期間

1回の依頼につき5日間

- ※県民生活課が依頼した日から 5日以内 に放送すること
- 依頼回数は3回以上とする。

イ 放送名義

放送名義は、次のとおりとする。

- 企画・著作：秋田県
- 制 作：受託者

ウ 放送事業者

秋田県内民放3社

(ただし、秋田テレビ株式会社において放送する場合は、株式会社フジテレビジョンが作成した番組等での放送を除く。)

エ 放送回数

委託期間において、各社それぞれ30回以上（3社合計90回以上）

オ 県への報告

委託契約書及び仕様書に基づき、契約締結後、受託者は県に対し次に掲げる事項について文書により提出するものとする。

- 委託業務実施計画
 - ※制作予定、放送局・放送時間等のスケジュール予定を含む内容とする。
- 業務完了報告書

- ※視聴率、放送回数、
- その他、県が報告を求めた事項

3 成果品の提出

2（1）で作成したテレビCMのデータを、MP4形式として、CD-R又はDVD-R等の媒体により県に提出すること。

4 契約に関する条件等

（1）再委託について

- ア 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に提出し、あらかじめ県の承認を得ること。
- ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

（2）業務の履行に関する措置

- ア 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不当と認められるときは、受託者に対してその理由を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- イ 受託者は、アの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に提出するものとする。

（3）権利の帰属等

- ア 著作権は、全て県に帰属するものとする。
- イ 県は、本業務により制作された成果物及び資料使用を可能とする。
- ウ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することを禁じる。

（4）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管

理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

5 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して定める。
- (2) 本業務に起因する事故が生じた際は、業務の責任者を中心にその対応に当たるとともに、速やかにその概要を報告するものとする。
- (3) 出演者に対する出演依頼交渉については、原則として受託者が行うこととする。
- (4) 本業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできないものとする。
- (5) 県は、受託者の委託業務の実施状況について、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。